

第 28 号議案

加東市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例制定の件

加東市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条
例を次のように定める。

令和 4 年 3 月 1 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

加東市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 18 年加東市
条例第 38 号）の一部を次のように改正する。

別表学校薬剤師の項中「83,000円」を「154,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

第 28 号議案 要旨

加東市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

加東市立小学校、中学校、義務教育学校又はこども園の学校薬剤師の報酬の額を兵庫県立学校医等の報酬の額と同水準とすることに伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

学校薬剤師の報酬の額を改めること。（別表関係）

3 施行期日 令和 4 年 4 月 1 日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案																
別表（第2条関係） <table border="1" data-bbox="219 359 1111 590"> <thead> <tr> <th data-bbox="219 359 645 414">区分</th> <th data-bbox="645 359 1111 414">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="219 414 645 470">(略)</td> <td data-bbox="645 414 1111 470">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 470 645 526">学校薬剤師</td> <td data-bbox="645 470 1111 526">年額 <u>83,000円</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="219 526 645 582">(略)</td> <td data-bbox="645 526 1111 582">(略)</td> </tr> </tbody> </table> 備考 (略)	区分	報酬の額	(略)	(略)	学校薬剤師	年額 <u>83,000円</u>	(略)	(略)	別表（第2条関係） <table border="1" data-bbox="1160 359 2051 590"> <thead> <tr> <th data-bbox="1160 359 1585 414">区分</th> <th data-bbox="1585 359 2051 414">報酬の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1160 414 1585 470">(略)</td> <td data-bbox="1585 414 2051 470">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 470 1585 526">学校薬剤師</td> <td data-bbox="1585 470 2051 526">年額 <u>154,000円</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 526 1585 582">(略)</td> <td data-bbox="1585 526 2051 582">(略)</td> </tr> </tbody> </table> 備考 (略)	区分	報酬の額	(略)	(略)	学校薬剤師	年額 <u>154,000円</u>	(略)	(略)
区分	報酬の額																
(略)	(略)																
学校薬剤師	年額 <u>83,000円</u>																
(略)	(略)																
区分	報酬の額																
(略)	(略)																
学校薬剤師	年額 <u>154,000円</u>																
(略)	(略)																